

## 保育所保育指針改定について

### 1. 保育所保育指針の趣旨と改定の経緯

保育所保育指針は、全国の認可保育所（現在約2万3千か所、約210万人入所）の保育の内容及び内容に関連する運営に関する事項を定めたものである。本指針は、昭和40年に局長通知として制定されて以降、平成2年、平成12年の二度の改定を経て、平成20年3月28日、三度目の改定により厚生労働大臣による告示となり、本年4月1日に施行されている。

### 2. 改定の内容

保育指針の改定のねらいは、保育の質の向上であり、保育所が子どもや子育て家庭を取り巻く今日的課題を踏まえ、保育の専門機関として地域社会に貢献することを求めている。主な改定なポイントは以下のとおり。

#### **①保育所の役割の明確化**

子どもの保育と保護者支援を担う保育所の役割を明確にするとともに、保育所の社会的責任（子どもの人権の尊重、説明責任の発揮、個人情報保護や苦情解決など）について明記

#### **②保育の内容、養護と教育の充実**

子どもの育つ道筋（発達過程）を押さえ、乳幼児期に育ち経験することが望まれる保育の内容を「養護」と「教育」の両面から明記。子どもの健康・安全を守るための体制を示すとともに「食育の推進」を盛り込む。

#### **③小学校との連携**

子どもの生活や発達の連続性を踏まえた保育の内容の工夫や小学校との交流、連携を図ること、子どもの就学に際し、子どもの育ちを支える資料を「保育所保育要録」として小学校へ送付することを明記。

#### **④保護者に対する支援の重要性**

保護者支援の基本を明らかにした上で、保育所に入所している子どもの保護者に対する支援と地域における子育て支援を示す。

#### **⑤保育の計画と評価、職員の資質向上**

これまでの「保育計画」を「保育課程」という名称に改め、保育課程、指導計画に基づく保育実践を自己評価することを新たに規定。また、自己評価を踏まえ全職員が保育所の課題について、園内研修などを通して理解を深め、職員の資質向上、専門性の向上を図ることを求める。

＜過去の保育指針改定に伴う保育士養成課程の検討内容＞

	指 針 の 改 定 点	保 育 士 養 成 課 程 の 検 討 内 容
H2 第 二 次 改 定	幼稚園教育要領との整合性を図り、6領域から5領域に変更  乳児保育の一般化等を踏まえ6か月未満の年齢区分を設ける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5領域による教育的内容を踏まえた教授内容の充実</li> <li>・ 養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる「基礎的事項」を踏まえた教授内容の充実</li> <li>・ 6か月未満児を含む年齢・発達に応じた保育内容の充実。</li> <li>・ 保母資格と幼稚園教諭免許の同時取得を促進</li> </ul>
H12 第 三 次 改 定	<p>地域の子育て家庭に対する支援機能を明記</p> <p>家庭、地域社会、専門機関との連携、協力を明記</p> <p>研修を通じた専門性の向上等</p> <p>乳児保育に係る記載の充実</p> <p>延長・夜間・一時保育等の多様な保育ニーズへの対応</p> <p>SIDS、アトピー性皮膚炎への対応</p> <p>児童虐待への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソーシャルワーク機能、対人援助技術の向上</li> <li>・ カウンセリングマインドの獲得、ジェンダーフリーの視点</li> <li>・ 「保育原理」の充実</li> <li>・ 「乳児保育」、「乳児保育Ⅱ」の充実</li> <li>・ 長時間保育と児童福祉、特別保育の推進と保育内容の工夫</li> <li>・ 「小児保健」、「小児保健Ⅱ」の充実</li> <li>・ 児童相談所等との連携、ソーシャルワーク機能、家庭支援の向上</li> </ul>